

[JASA Member News 074 / 2021FY] 経済産業省からの新型コロナウイルス感染症対応のお知らせ

1 件のメッセージ

2022年2月7日 10:30

* このメールはJASA会員の連絡ご担当者様、ならびに受信ご希望者に送信しています。

JASA Member News 2021年度 074号をお届けいたします。

»» お手数ですが、ぜひ各記事のご担当者様への転送をお願いいたします ««

=====

経済産業省 情報産業課からのお知らせ

1. まん延防止等重点措置等
2. 感染症法に基づく就業制限の解除
3. 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）

- =====
1. まん延防止等重点措置等

新型コロナウイルス感染症対策に関して、2月3日に新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第3項に基づき、2月5日から2月27日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、和歌山県が追加されました。あわせて、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

まん延防止等重点措置に関する公示

https://jasa.or.jp/dl/gov/20220207_1.pdf

感染症対策の基本的対処方針

https://jasa.or.jp/dl/gov/20220207_2.pdf

基本的対処方針変更（新旧対照表）

https://jasa.or.jp/dl/gov/20220207_3.pdf

- =====
2. 感染症法に基づく就業制限の解除

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて、以下の通りです。

国内での感染者数が増える中で、企業等が勤務を開始する従業員に対し、証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を求めることはお控えいただくよう、お願いします。

- ①（感染者の）就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点（日数を経過した時点）で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと。
- ②（感染者の）就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明

又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等)を提出する必要はないこと。

③濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。よう、お願いします。

また、令和4年1月28日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日(令和4年1月28日一部改正)においては、濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の7日間を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合、5日目に待機を解除する取扱いを実施できること等が示されているところです。

濃厚接触者が5日目に職場復帰できるようにするためには、抗原定性検査キットが必要となりますが、政府としては、抗原定性検査キットは、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者の速やかな職場復帰に向けて使用することが重要と考えております。現状、抗原定性検査キットは、需給が逼迫しているところであり、濃厚接触者の待機期間短縮(7日から5日へ)のためにのみお使いいただきますようお願いいたします。

=====

3. 出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)

オミクロン株の市中感染が拡大し、急速な感染拡大が続いているところ、今後、こうした状況が継続した場合には、近い将来、医療提供体制に大きな負荷がかかりかねない可能性があることから、引き続き、早急に感染拡大を防止する措置を講じる必要があります。

1 まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組

・人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力的に推進。

2 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県における取組

・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進。

「「「「 発信元 「「「「

一般社団法人 組込みシステム技術協会

Email jasainfo@jasa.or.jp

» 『会員向けメニュー』会員情報変更・会員ビジネス情報配信・限定サービス

URL <https://www.jasa.or.jp> (JASAホームページ最上段右手)

» 『JASA Member News』バックナンバー / 任意購読追加・削除は次のURLから

URL https://www.jasa.or.jp/archive/pr_archive/jasa-member-news/